

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第50号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部  
を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に支給する市長の給料月額は、第3条および附則第6項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。